

1 調査の名称

森林組合及び林業事業体の原木生産量調査

2 調査の目的

本調査は森林組合及び林業事業体の原木生産計画及び生産量を把握し、高知県が掲げる原木生産計画の進捗状況の把握と目標達成のための施策の立案等に活用するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

高知県全域

(2) 属性的範囲

【A調査票】高知県内で素材生産を行う森林組合

【B調査票、C調査票及びD調査票】高知県内で素材生産を行う林業事業体

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

【A調査票】約 23

【B調査票】約 40 (母数集団：約 75)

【C調査票】約 16 (母数集団：約 75)

【D調査票】約 16 (母数集団：約 75)

(2) 選定の方法

【A調査票】 (  全数  無作為抽出  有意抽出 )

高知県内の森林組合名簿による

【B調査票】 【C調査票】 【D調査票】 (  全数  無作為抽出  有意抽出 )

まず、高知県内の林業事業体名簿から、B調査（3ヶ月毎調査）に協力していただけるか聞き取りを行う。次に、B調査への協力をいただけなかった事業体にC、D調査（1年毎調査（年次と年度））に協力していただけるか聞き取りを行う。それぞれの調査に同意した事業体の名簿を作成し、その名簿により調査を行う。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参考）

①皆伐、間伐別の原木生産量等

②出荷の状況

(本調査には意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照)

(2) 基準となる期日又は期間

【A調査票】 毎月末日現在

【B調査票】 毎四半期末日現在

【C調査票】 毎年3月31日現在

【D調査票】 毎年12月31日現在

## 6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査組織 高知県一報告者

(2) 調査方法 (  調査員調査  郵送調査  オンライン調査  その他 (職員) 、  
 その他 (FAX)  その他 (電話) )

県から報告者となるそれぞれの事業体に、電子メール、FAX、郵送により調査票を配布する。報告者は調査票を作成し上記と同じ方法で県に報告する。県は適宜、電話や職員の訪問により聞き取りを行うこともある。

## 7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

【A調査票】 毎月 (令和元年6月調査以降)

【B調査票】 四半期 (令和元年6月調査以降)

【C調査票】 1年

【D調査票】 1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

【A調査票】 提出期限は、翌月の15日

【B調査票】 提出期限は、6月、9月、12月、3月の翌月の15日

【C調査票】 提出期限は、毎年4月1日～4月10日

【D調査票】 提出期限は、毎年1月1日～1月15日